

司法制度改革推進本部 法曹養成検討会における議論（議事録の抜粋）

第3回（平成14年2月5日）法務省説明

予備的な試験は、法科大学院を経由しない者にも法曹への途を確保しつつ、法科大学院において幅広く学修を行った者と同じの本試験を受けるのにふさわしい学識・教養の有無を問うものにとらえ、改革審意見が例示するように、幅広い法分野についての基礎的な知識・理解を問う試験とすることが相当と考えます。また、このような目的からすると、予備的な試験に合格すれば、本試験の受験回数制限にかからない限り、毎年の予備的な試験を受験することなく本試験を受験できるとするのが相当であると考えております。

次に予備的な試験の受験資格についてでございますが、改革審意見は、「経済的事情や既に実社会で十分な経験を積んでいるなどの理由により法科大学院を経由しない者にも、法曹資格取得のための適切な途を確保すべきである」としております。法科大学院を経由しなかった理由は、人によって様々であり、当該個人にとっては、いずれも「やむを得ない事由」により法科大学院を経由しなかったということになりかねず、また、実際問題としても、出願を受けた際、それらの事情について、個別的な認定を客観的に行うことは極めて困難であることなども是非御考慮いただいて、予備的な試験の受験資格を制限することは相当ではないと我々としては考えておりますし、お願いしたいところでございます。予備的な試験が、法科大学院を経由しない者にも法曹への途を確保するために設けられる試験である以上、現行の司法試験と同様に、だれでも受験できる開かれた試験として位置づけるべきであります。したがって、仮に改革審意見が提言するように、資質、能力についての適切な審査を行う場合でも、受験資格という受験前の審査ではなく、試験を受けさせた上で、試験の中で問うのが相当であると考えております。なお、この場合でも、予備的な試験自体についての試験範囲等を工夫すること、本試験における論文式試験を、暗記中心の受験技術優先の勉強では対応できないような、法科大学院の教育に沿ったものとする、また、予備的な試験からの受験者についても、法科大学院修了者と同様の受験回数制限を課すことなどによって、法科大学院を中核とする新たな法曹養成制度の趣旨を損ねるような事態の発生を防止することが可能であると考えております。

第4回（平成14年2月19日）法務省説明

法務省が司法制度改革審議会の意見に反する提案をしたという御批判や御指摘が一部にあるようでございますので、貴重なお時間をちょうだいして、もう一度その趣旨を補足させていただく機会を頂戴することになりました。

まずもって申し上げたいことは、改革審意見は、法科大学院を中核とする新たな法曹養成制度の整備を提言されているところでして、法務省としても、もちろん、政府の一員としてその趣旨を損なうような制度設計をお願いしようとは毛頭考えていないということでございます。

要するに、改革審意見の趣旨を踏まえた法科大学院が設置されて、その教育内容が意見書にあるとおり充実したものになれば、新司法試験は基本的には受験技術優先の論点主義の勉強では対応できず、法科大学院においてきちんと勉強し、考える力を身に付けた者でなければ合格が難しいようなものになると思われま。

そうなれば、新司法試験の合格者はおのずから法科大学院の修了者が中心となるものと考えております。我々としても、現実にならざることを期待しているところであって、これはまた繰り返しになりますけれども、法科大学院制度の趣旨を損なうような制度設計をお願いするつもりは全くありませんということでございます。

予備的試験について、申し上げたかった事柄は、経済的事情その他の理由をもって受験資格を制限しようとしても、実際には規定の仕方や認定等が極めて困難であって、そのように言わば間口で制限する方法のほかにも、本日既に複数の委員の方からコメントされましたように、改革審の意見書の趣旨を実現するためのさまざまな方法が考えられるのではないのでしょうかということをお願いしたかったということでございますので、補足して申し上げさせていただきます。

同上 委員による議論・発言（□座長，○委員（発言した委員の氏名は不明），以下同じ）

- 受験資格の問題について、御意見を交換していただきたいと思っております。
 あらかじめ委員の方々から、お一人の委員からは、納税証明書とか、経歴書などで受験資格を認定したらどうかという意見と、もう一つは、ロースクールの在学者とか修了予定年齢以下の者については、受験資格を認める合理的な理由はないんじゃないかという提案がされていますけれども、そういった点について、受験資格を制限するという点についてはいかがでございますでしょうか。
- 一番重要なのは、こういう予備試験を認めるのは法科大学院のプロセスを経ることを要求することが社会的に相当でない場合がどうしてもあるだろうと、だから、それは設けなければならないということになったという原点、これが失われるようでは、プロセスの尊重ということにはならないだろうということです。
- 一応これは例示で、とにかくこの趣旨のようなことが、必ずしも受験資格で考えなくてもよいのか、それとも、受験資格で考えろということですか。
- 受験資格というか、そういうところを通る人は、本来プロセスを経ることができる人は、そちら側に行くべきじゃないですから、そういうものは、行けませんでしたが、あなたの場合、それはしようがなかったねということがきちんと確認できるような、そういう仕組みにしなければいけないということです。
- それをどうしても受験資格で限定しろというのか、あるいは試験のトータルシステムとして、いろいろな仕方で組み込めばよいということでしょうか。
- トータルでそういう人しか受けない試験であるということであれば、それはそれでいいんだと思います。
- 法科大学院を経由しないことが社会的に仕方がなかったねと言えるというのは、まさに改革審の意見書が例示したように、経済的事情と、実際に社会で法律関係の職務で活躍して長年経っていて、そんな人に今更若い学生と一緒に一からやり直してくださいと

は言えませんよということであると、一応合意し合ったわけですから、それを前提に、そういう人たちが予備試験に行くという制度、それ以外の人は、当然新しく開かれる法科大学院というルートを通るという制度設計だということがきちんと明示されている制度ということです。

- やはり自分がそういうルートを経られなかったことが社会的に相当であるということが審査されるようなものがどこかになければいけない。

- それを形式的受験資格のようなもので審査することは難しいだろうから、試験の中身でそういうふうな社会的経験のようなものを問うような試験にしてはどうだろうかと思
しました。

バイパスルートというのが、貧しくて、法科大学院に行けなかったとか、社会人になって年が経っているという、そういう人をイメージする限りにおいては、そういう人に途を開くというのは当然のことだろうと思うんです。しかし、実際の問題は、本当に飛び抜けて頭のいい人は、そういう法科大学院を経なくても、試験の問題を楽々と通
てきと、一番優秀なのは、法学部を出たか何かくらいでさっと司法試験を
通ってしまうのが大量に出てきて、その二番手に法科大学院卒が出てきてと、こ
ういう図式になっては、プロセスとしての法曹養成というのが全部飛んでしま
う。そういうことを認めておれば、一方で法科大学院に在学しながら毎年司法試験を受けていると、そういうことになったら、法科大学院が成り経たない。そういうエリート的な、超短期で法科大学院に行くまでもなく合格するような人を何とか取り除きたい。それを受験資格という点で取り除くというのが、今、委員のおっしゃったのはそういうことだと思うんです。それができないのであれば、何か別の方法で取り除く工夫をしておかないと、とんでもないいいびつな形が出てきますという恐れを思いまして、そのための具体的方法として、受験資格で納税証明書を取れというのは無理だとすれば、試験の中身か何かでそれができないでしょうか。こういうことを申し上げているんです。

- 今、御意見が出た超特急で行くという人は、バイパスルートで行ってもらって構わないという制度の方が現実的なのではないかという感じがするんです。そういう非常にでき
のいい人は、大学院にも行かなくてもいいし、そういう人が現実にとどの程度いるのかわか
らないですけれども、そういう人もできるだけそっちに行かないで、みんな法科大学院に
行くと、そういうルートに行かさないう制度設計などというのは実質的に合意が得られるん
でしょうか。要するに、超特急で行く人は勝手に行ってください。

要は大層ですね。法曹になりたい層、受験生の大層がこちらのメインを行けばいいんであって、そういう大層がこちらに行ってしまうような制度設計が重要なんであって、少数が勝手に行くのは行ったらいいし、もう一つ、受験回数制限をやれば非常にこちらのルートはリスクなわけですね。こちらはきちっと2、3年かけて育ててもらえるのが、こちらは一発勝負をばんばんやっていくということになると、落ちる可能性は非常に高いということになって、リスクなんだから、できがよくて、リスクなキャリアを行きたい人はいいと。きちっとメインを行きたい人が本当に行けるように、そこで育てるよという制度設計じゃないでしょうか。

- 今までの日本の社会を見ていると、超特急は特にエリートであるというイメージが

非常に強いので、ああいう途を残す限り、むしろ学部段階から予備的試験の勉強ばかりに専念して、予備的試験を経ていけば私はエリートだ、超エリートだということ、それを学部段階から目指す人が多く出ると思いますし、また、法科大学院に入った1年目辺りでも、ほかよりは2年早いからそれだけエリートであるという意識で受けようとするのではないかと思います。

そうしますと、せっかく審議会のねらいである資質能力を向上する教育、プロセスとしての教育、また幅広い法曹などは、そういう意味でかなり損なわれてしまうのではないかと思います。ですから、超特急のルート、そういう観点から本当に幅広い法曹を目指すのであれば、そういう途を残すのは大変危険であると思います。

- 先ほどの委員の意見は、私は今回の制度改革の一番の根本の趣旨に反するんじゃないかと思うんです。つまり、プロセスへ転換することが必要であるという、そこにかかってくるんじゃないかと思うんです。私の意見書にも書きましたけれども、医者になるために医学部の課程を経ることが必要である。そこでいろんな解剖実習をしたり、あるいは臨床実習したり、いろんな医学の知識を学んだりしてきて、最後に医師の国家試験を受ける。だれも医師の国家試験だけをいきなり受けて、そこで特に優秀な成績の人は医者になっていいということとは言わないわけです。

別のところでお話ししましたが、例えばフグの調理師試験というのがあります。これはフグの実際のさばき方の実技をきちんと経験しないと受けられないんですよ。だれもフグの調理師試験だけで、ペーパーテストだけ受けていいということとは言わない。やはりそこに至るプロセスそのものが、その職業にとって本質的な能力を涵養する過程であるからなんです。

今までの日本の場合は、そういう意味では言わばフグの調理の実技をやらせずに調理士試験だけ、あるいは医学部の過程を経ずに医師の国家試験だけ受けさせているのと同じ法曹養成制度でやってきたわけなんです。これがおかしいというのが、今回のそもそもその改革の根底にある発想だったんじゃないかなと思うわけです。

そういう意味で、国民の権利を守り、あるいは義務を確定させてしまう、ひょっとしたら死刑にしてしまうかもしれないというような重要な職業に就く人に対しては、これからは少なくともグローバルなレベルで考えると、大学院レベルできちんとした過程を踏んで、それからなっくださいということにしなければいけないはず。それをまさにペーパーテスト信仰、そのものだと思いますけれども、テストだけ通ればいいというのでは、改革がそもそも始められた意義に反するんじゃないかと思います。

- この議論の中には、いつも思うんですけれども、法科大学院について、すごく自信がない、法科大学院を立派にやっっていく自信がないから、保護して保護してと言っているような感じがいつもするんです。法科大学院が非常に充実して、非常に資質のある人が能力を発揮して、立派な法曹に育っていけば、超特急で来た者は秀才かもしれないけれども、やはり駄目だねということになるだろうと思うんです。やはり法科大学院出は法曹として立派だと、特にこの分野では、あの法科大学院を出たものいいと、あの法科大学院を出た弁護士が欲しいという事態になってくるだろうと思うんです。

そういうバイパスで行くのを全部排除して、保護して保護してやっていかなきゃいけないという発想がどうも私には理解し難いということを一言言いたいと思います。

- 私も原則としては同じで、今の司法試験ではないわけですから、これからプロセスを重視する大改革なんですから、法科大学院で豊かに育てられた高い能力がテストされて、それが高く評価される司法試験であるわけですから、それも受けていない、教育の何も必要でないけれども、それだけの教育効果を身に付けている人ならば、それはそれで受ければそれでいいという議論にならないですか。今の司法試験の中身に関して、私は自信がない議論ではないかと思います。法科大学院の教育内容に関して、更に司法試験の中身に関して、えらく自信のない議論に、先ほどの御議論はなるように思うんです。
- 全く逆ですね。自信があるから、その過程を経てほしいと言っているんです。要するに、司法試験、予備試験でもそうですけれども、試験で試せる能力というのは限られている。そういうもの以外のものが、むしろもっと大きく求められる。新しい法曹像の提示があるから、法科大学院の制度が提案されている。双方向的、多方向的で密度が濃いとやっているのは、今までのような一方的な法律学の伝授ではない議論をする能力、それから法的なリーズニングをその場でする能力、説得する能力、そういうものを磨く必要があるからです。しかも、法廷外の仕事が多くなると、倫理的な価値を内面化している人になってもらわないと、非常に多くの問題が起こるわけです。これは法廷であれば、裁判官がいて、相手方がいますから、二重のチェックがかかるんですけれども、法廷外の仕事ではそういうチェックがかからないという恐れがあるからです。
- そういうことで、これからの法科大学院で育てなければならない能力があるというその部分をすっぽり飛ばしてはいけない。どんなテストでもごく一部の能力しか試せないから、だからこそアメリカでもABAの認定するロースクールの修了が各州の受験資格になっているというように、過程を経ることが要求されているわけなんです。自信がないから保護してくれと言っているんじゃないんです。そういう過程を経ないで、今以上に広範な分野で活躍する法曹を大量に出した場合には、四股や鉄砲という例えもありましたけれども、四股や鉄砲についての知識は持っているけれども、四股も実際に踏んだこともなければ、鉄砲も突いたことがない。そういう人たちをどんどん法曹にしていくことになり、結局は依頼者としての国民が被害を受ける制度にしてしまう恐れがあるということなんです。つまり、過程が大事だからこそ、その過程にすべてを集中し、これを中枢機関にしなければならぬというふうに改革審議会の意見書はまとめられたという経過だと思います。ですから、この間の法曹養成の改革についての議論に携わってきた人たちは、この間の中教審の委員の方の多くがそうですけれども、今回の法務省の提案については、非常に違和感を持った。先ほどちょっと誤解があると思いますが、あそこで示されている違和感は法務省の提案に対する違和感であって、それをこの検討会の議論にも反映させて欲しいというのが部会長の依頼だということなんです。
- 短期で行く人をエリートだと受け取るかどうかの問題でして、必ずしもそうではなくて、早く受かる人がエリートだという発想自体がおかしいので、自分のリスクの範囲で選択するという問題だと思います。
- それが多いと想定された議論をされているんですけれども、それが多いというのは、どういうテストなのかというふうに私などは外から見ているんです。ごく少数でまれなケースであれば、制度設計上あえてそういうものはしない。それが大量であるという仮定が置かれるということなら、この制度はどうかと、あえて反論したいです。

エリートという表現は撤回していいと思います。

- 大きなところでは皆さん異論はないと思うのです。ただ、予備試験を経て受けるというルートを開いている以上、そういう人を本当に技術的に切れるんですかということだと思います。

懸念しているような事態をいかに試験の仕組みの中で防止するかということですが、それを幾らやっても、やはり開かれた試験である以上は、抜け道を通ってくる人は出てくる。しかし、これからは、社会に出た場合に、あそこの法科大学院でこんな勉強をしてきた、こういう得意分野を身に付けているということが売りにならなくてははいけない。そういう人たちをエリートにすべきであって、何か超特急がエリートだという意識のままではいけない。そこを打破しないといけないと思うのです。

- プロセス重視については、私も全く同感です。問題はそれを予備試験の資格要件の限定という形で規律していくべきかどうかです。それは象徴的な意味があるのかもしれませんが、いささかアンフェアな感じがしないでしょうか。予備試験はだれでも受けられるようにしておくべきだと思うのです。あとは先ほど委員が言われたように、試験の内容で対応するのが相当です。私の意見要旨には予備試験はどのような内容の試験とするか、難題であると書きました。これは、もちろん、難しい問題を出すという意味ではありません。どういう問題を出したらいいかというのは、大変難しい。これはなかなか通りにくい。独学でも難しいでしょうし、予備校でうまくいくかどうか。大きなルートは、プロセス重視の法科大学院であって、そこでしっかり知識を身に付けて勉強した人がどっとたくさん司法試験に通ってくるというのが本道になることが予測されます。心配することは全然ないと思います。

- 入口の要件で縛らなくても、内容でそういうふうには持っていけるといふ御意見だと、私もそれに賛成です。

- 今の御議論を伺っていて、御心配になっているのは、発足してからしばらくの間の問題だと思います。アクレディテーションがきちんとやれるようになれば、おのずと良い方向へ行くと思います。大学関係者、法曹関係者が集まってきちんとしたアクレディテーションができるようになれば、今の問題はほとんど問題にならなくなると思います。もちろん、移行過程では、委員が心配されたようなことは私は起こると思います。どんな試験をやったって、プロにかかれば、突破されてしまう。ですから、当面は御心配のようなことが多少起きてもしようがないとあきらめざるを得ないと思います。

日本の社会では早く行くのがいいという考え方が支配的ですが、これは絶対にやめなきゃいけない。ですから、社会人などもたくさん入れるべきです。先ほど社会人をどうやって判定するのですかとおっしゃったんですが、これは大して難しくないと。工学分野では、修士の学位がなくてもドクターコースに入学させています。今まで何をやってきたかを詳細に書かせます。判定には時間がかかりますから、技術的な問題はあり各大学相当苦心してやっておりますが、さほど難しくはないと思っております。

- 今日は3時間やることになっていますので、この点につきましては、技術的にどうするかというのは確かに難しい問題があると思うんですが、しかし、何を懸念されていて、

どういう方向に行けば制度として安定してうまくいくかということについて余り異論はないと思うんで、その辺りについて、事務局の方で、また法務省と相談していただいて、皆さんの御納得がいただけるような案で、これから議論を深めていきたいと思います。ただ、法制的にも技術的にもいろいろ難しい問題がありますので、この点については、ちょっとここですぐにどうのこうのというのは難しいと思いますので、検討させていただきたいと思います。

第6回（平成14年3月28日） 委員の発言 （■事務局）

（添付資料1：新司法試験の在り方について（意見の整理）（案）についての議論）

○ やはり一番の問題は予備試験の受験資格だと思うのです。調べましたところ、経済的理由とか実務経験というものを要件にしている法令は現にありますし、当然それに従った、何らかの審査が行われているわけですから、そういう要件を定めることが困難だとか、認定の審査が難しいという理由で外してしまうことによって、審議会意見書の考えた予備試験の性格を変えてしまうような結果になるということはするべきではないというのが、私の意見です。

ここはとりあえずは、このまま審議会意見書のとおり、経済的事情や既に実社会でも十分な経験を積んでいるなどの理由により、法科大学院を経由しない者は予備試験を受けて通れば、新司法試験が受けられるということだけにしておいて、その実質的な決め方というものについては、実例が種々あるのですから、もう少し検討してみるべきではないか。 そうでないと、経済的理由や社会経験のない人も、予備試験を経由できるということになりまして、プロセスへの転換という審議会の意見の中核部分というものが損なわれる結果になるのではないかとということでございます。

□ 具体的な御提案としてはどうなりますか。

○ 現時点では、経済的事情や既に実社会でも十分な経験を積んでいるなどの理由により、法科大学院を経由しない者ということだけ決めればいいので、2番目の・の1番目の文章だけを全部削除するというのでいいのではないかと思います。

□ 今、委員から御提案がございましたけれども、いかがでしょうか。

○ 司法制度改革審議会の意見の中の書き振りというものは、司法試験の受験資格として、まず第一に、法科大学院の修了者、もう一つとして、経済的事情や既に実社会で十分な経験を積んでいるなどの理由によって、法科大学院を経由しない者にも法曹資格取得のための適切な途を確保するべきであると書いてあるので、経済的事情や実社会で経験を積んでいるということ、予備試験の受験資格とすべきだということは全く書いてない。

ですから、司法制度改革審議会の意見で、このような者に予備試験の受験資格を制限するように書いてあるというふうに解釈しておられるのはちょっと違うのではないかなということが第1点です。

もう一つ、委員の方から、社会的経験、いろいろな経験を有する者というのは、ほかの業種についても定められているのではないかとということですが、それは確かにそうなの

ですが、具体的に見てみますと、例えば建築基準法などでは、「一級建築士試験に合格した者で、建築行政又は、これこれの確認検査の業務その他これに類する業務で政令で定めるものに関して、2年以上の経験を有するもの」とか、また、食糧法では、「食糧に関して1年以上の実務経験を有する者」ということで、これ自体非常に具体的に分かりやすく書いてあるわけです。

それに対して、「実社会で法律実務の経験がある者」というのは、少し考えただけでも、非常に広いわけですね。例えば法律事務所で働いている事務員さんとか、司法書士事務所で働いている事務員さんとか、例えば法律実務の中に債権の取立て業務などもあるわけで、ああいうものを長年やっていた人はどうなのかとか、それから、企業法務関係をやってきた人についても、企業の大きさというのは考えないでいいのか、企業法務の内容も、企業の大きさによって随分違って来るでしょう。

そういうことで、いろいろ考えただけでも、どこに線を引いていいのかということが、にわかには分からないわけです。これも受験資格とすると、たった2週間くらいで全部それを振り分けなければならないわけで、こういう非常に広がりを持った概念を受験資格とするというのは、やはり問題ではないかと思うわけです。

ですから、審議会の意見書の趣旨は、予備試験の内容それ自体で確認していくということでよいのではないかと思います。

- 審議会の趣旨は、基本は法科大学院であるが、ただ、全員そこを必ず通れということを見ると、経済的事情、これは財政援助がどのくらいなされるのかとか、奨学金制度がどうかにもよりますけれども、経済的事情や、それから今更この人に法科大学院にわざわざ2年、3年行けと言えないような人も、そこを経なければならなくなって、それだと困るから、そういう人のための別ルートを開くべきだという趣旨だと思うのです。

それは裏返せば、そうではない人は法科大学院に行きなさいということですから、そうではない人も予備試験のルートを取れるような制度にするということは、審議会の意見書のストライクゾーンから外れるということになるのではないのでしょうか。

- 問題は、それを予備試験の受験資格のところで制限しないとイケないということなのかどうかということであって、審議会意見書もそこまでは書いていない。

まさに先ほどの委員がおっしゃったように、試験の中身でそういうこともチェックできるような機会を設けるべきだというのが、括弧の中の文章の読み方としても、そう読む余地があると思います。

ですから、先ほどの委員の読み方は、趣旨を曲げているということではない。ただいまの委員の言われるようなのも一つの考え方だけれども、それでないといけないということではないと思うのです。

また、いろいろ実例を挙げられている社会での経験と、今回の場合は、大分質として違うのではないかと。法文に技術的に書くことはできるかもしれませんが、それでは、具体的にどういうものを取り出し、それに限って受験資格を認めるべきかということとは、ものすごく難しい判断だと思うのです。

もう一つ、経済的な事情についても、例に挙げられているのは、困っている人に援助をするとか、そういうものなのです。ところが、今回の場合は、試験の入り口のところでそういう点を審査するとなると、何を審査するのかということになると思うのです。前に出されていたような、納税証明書を審査するということにしても、親に扶養されて

いる人は納税していないわけで、そういうものでは判断できないわけでしょう。そうすると、その人を扶養している人について、そのような審査を本当にしていいものかどうか。また、できるものか。そういう問題になってくるのではないのでしょうか。

- ですから、何らかの方法でと言われるものが、予備試験そのものの中に出てくるような制度も考えられるのかということなんです。この「(意見の整理) (案)」を見ると、「(注)」で挙げられているようなものであれば、全然そういったものが審査されない予備試験ではないですか。まさに経済的に極めて豊かで、社会経験なども何もないという人であっても、法科大学院を経由せずに法曹への途が開かれるということに、この試験の制度ではなってしまうので、それは審議会の意見書の言っていることには反するのではないかと。
- それはこれから中身を考えましようということであり、この前の座長のまとめですと、試験全体の中でそういうことが問えるような仕組みを考えていきたいと思いますということだったのではないですか。
- ですから、そういうものとして提案されているならば、私もそれでいいのですけれども、少なくとも今のこのまとめの中の予備試験の具体的な内容として例示されている四つの○、これは何もそういうものは問うてないのです。
- その前のところで、「その際、「実社会での経験等により、法科大学院における教育と対置しうる資質・能力が備わっているかを適切に審査するような機会を設けること」などの方策についても検討する」ということを前提にした上での「(注)」ですので、委員がおっしゃるようなことはないと思うのですけれども。
- その場合、「(注)」の中の予備試験の具体的な内容に、今座長の言われたようなものが、どこかに入らなければいけないのではないですか。
- ですから、その方策について検討するというので、その例が四つくらい挙がっているわけです。
- 例えば、「科目等の幅広い分野」というところに入るのかもしれませんが、「口述試験」という中に入るかもしれない。その辺はこれから考えていきたいと思いますということなのではないですかね。
- これは恐らく予備試験の運用の方法によっては、こちらが基本になるという可能性があるという部分があると思うのです。たとえ予備試験の範囲が広がったとしても、やさしくしてしまうと、みんなそちらの方へ流れると。そうしますと、法科大学院が中核だということが損なわれる。ですから、私どもの方向としましては、予備試験の運用を法科大学院の制度を損なわない形でということをごどこかに入れていただきたい。
- 具体的には。

- 「法科大学院を中核とする新たな法曹養成制度の趣旨を損ねることのないよう配慮しつつ制度設計を行うものとする」の部分、「法科大学院を原則としつつ制度設計および予備試験の運用を行うものとする」へ変更してはいかがでしょうか。
- それも言い過ぎだと思うのです。「原則」「例外」という言い方はしないというのが審議会での了解でして、なぜかという、例外と言いますと、そこを通過してきた人は、何か異常な存在のような印象を与える。正統な資格はないのだけれども、といった響きがあって、それはおかしいだろうということなのです。
意見書を読んでいただければ分かりますように、損ねることのないようということは、2か所くらいに書かれていまして、今回の制度設計は、それを受けたもので、それは当然の前提ではないかと思うのです。おっしゃる趣旨はよく分かるのですが、「原則」「例外」というふうを書くのは、踏み込み過ぎだと思います。
- 実務経験などを受験資格には問わないけれども、試験の中身でという枠組みだとしたときに、そのメッセージは受験生に送られるわけですね。
- 上のところで、実務に関する基礎的素養とか、法曹実務に関する科目とかを入れたらどうかという案もありまして、これの中身は何かという、もっと説明しないといけないとは思いますが、例えばこういう表現でどうかということです。もっと具体的に何々という書き方もあります。
ただ、実務の経験そのものを問うかどうかは今後の検討になっているのだと思いますが、経験があるなしというより、その経験に基づくこういう能力があるはずだという能力面を問うべきではないかという考え方もありますので、どういうふうに法令に書くか、あるいは現に運用としてどういう試験を行うかは、もう少し御検討いただくものかなと思います。
- 当面の問題として、どういうルールにするのがいいのかという目で見ると、予備試験の内容、方法を工夫して、法科大学院を中核とする法曹養成制度の趣旨を損なわないよう制度設計をすることが意見のまとめとしては適切ではないでしょうか。
確かに受験資格を書き込めという御意見もあったわけですが、それはどうも今日、いろいろ例があると出されたものを見ても難しいところがあるように思うのです。そのようなあいまいな受験資格制限は、法令として適切でないのではないかと私は思います。
要するに、技術的な問題も、きちんと押さえておかなければいけません。いやしくも有識者が集まって、法文にもなりませんというものを多数意見ですと言うのは、実体とも違うし、事柄の性質としてもいかなものかと思えます。
- ですから、まとめとしても、1番目の・で、こういう人のための適切な途を確保すべきであるとの観点から具体的な制度設計を行うこととするということは書かれているわけですが、それが2番目の・で直ちに予備試験の受験資格を制限する方法ではなくというふう限定されてしまうのがおかしいのであって、今、ここまで書き込む必要は何もないのではないかと。
- そういう大原則を受験資格で画一的に実現するのは難しい、だから、試験の中身で工

夫しましょうよという流れになっているので、その意味では委員のおっしゃるような趣旨になっていると私は読んでいます。

- 私もこの予備試験の内容で、1番目の・に書かれているような観点が出ていれば、それはそれで一つの制度設計だなどと思いますけれども、今、ここに出ているのはだれでも受けられる予備試験、ある一定の能力があれば、法科大学院は通過しなくていいですよという予備試験になってしまっているのではないかということです。
- それはこの本文を受けているわけでしょう。方法等を工夫するとなっているわけです。
- 整理の仕方に意見を言わせていただきますと、もともと予備試験というものは司法試験の受験資格の話として出てくるわけです。その予備試験について、また、受験資格うんぬんというのは、私は個人的に余り適切ではないと考えていますので、予備試験についてうんぬんという箇所は、最初の4行半くらいは削除して、前項の趣旨を実現するために予備試験の内容を工夫するというような形にするのがいいと思います。しかし、議論の流れが、まず予備試験の受験資格うんぬんという形になったから、やむを得ずこれを入れているので、皆さんに御賛同いただけるのであれば、最初の4行半くらいは削除して、全体としてこの趣旨を実現するためというふうな形にした方がよろしいのではないのでしょうか。余計な受験資格うんぬんというのは、不毛な議論だと私は個人的には思っているのです。それでもし御了解をいただけるのであれば、4行半くらい削るということではいかがでしょうか。
- ただ、実際の作業をするときに、受験資格を条文に書けとおっしゃっている趣旨か、それはそうではないという趣旨かは明確にしていなければならないと思います。
- 趣旨としては、受験資格だけでこの趣旨を実現するのではなくして、そういう人が適切に選別されて本試験を受けられるためのルートを何かの形で整備する。その場合、受験資格ということだけを突出して議論するよりも、やはり試験の内容、方法全体として工夫するという形で対応することにして、受験資格はある意味では自分がそう思う人は全部受けたらいいのであって、それで受かるか受からないかという問題だというふうな形で処理することにすれば、不毛な議論を避けることができるような気が個人的にはしているのです。やはり受験資格だけをうんぬんしても余り生産的ではなく、受験できてどうなるんだと、経済的困窮者だから法曹に向いているというわけではないので、それについてあれこれ議論してもどうかと思うのです。
- その趣旨であれば、4行半ではなくて、3行半を削除しておけばすっきりするのではないですか。
- 3行半ですか。
- 私も今の意見に賛成で、4行半削除してしまいますと、議論の蒸し返しになるかなと。
- 現時点ではまだオープンにしておくべきだと思うのです。本当に私としても、一番適

切な1番目の・が実現されるような、全体として適切な制度であればいいということには同意いたしますけれども、少なくとも現在の「(注)」で出ているような程度のことでは、全然1番目の・は実現していないわけで、そうなると、受験資格の制限というルートを取らざるを得ない可能性も残っていると思うのです。だから、制度全体として実現するんだということに合意するのであれば、4行半削除すべきではないか。

- 御意見は分かるのですけれども、この間からの議論の流れをこの段階でまとめるとすれば、やはり3行半だと思うのです。全体の流れとして。
- もしそうであるならば、予備試験の受験資格を制限する方法ではなくということに同意していない人がいるということは残しておいてください。
- だから、最初の3行半がある。
- それだとまた最初からの御意見になると思うのですけれども。
- 受験資格を制限する方法ではないことを今決める必要は何もないと思うのです。そういう制度が実現されるような方法が考えられるというのであれば考えればいいのであって。
- それでは前へ進まないでしょう。
- それは今まで検討して、結局、適切でないということなのではないですかね。
- でも、この「(注)」で書かれている方法であれば、これは一番目の・は実現していないということにならざるを得ないのではないですか。
- それはないと思います。
- 委員のおっしゃることを少しまとめますと、予備試験の受験資格を制限する方法よりも、予備試験の内容と方法を工夫しとか、そういうふうな書き方であればまとめになるのではないのでしょうか。
- それではどうですか。
- 方向性としてそのように言って、決定ではないというか。
- 「予備試験の受験資格を制限する方法ではなく」の代わりに、「よりも」という表現でということでしょうか。
- 相対的なものも含ませる形で。
- 今まで議論して、ある程度方向が出ているのですから、それを全く了解せずにもう一

遍蒸し返しができるという形で整理すると、先へ進まないで、事務的に詰められる上でも困ると思うので、その点をはっきりさせた上で検討を進めてもらった方がいいと思います。先ほどの委員の趣旨にも一応配慮したのですけれども。

- それだと私の言っている趣旨が入らないですね。
- 試験の内容の方で、そういう工夫をこらしましょうということは言っているのですが、それをもっと明確に書けとおっしゃるのですが、今はどういう内容にするかがまだよく分からないから、ここに書いてある例示では不十分だとおっしゃるのは分かりますけれども、目指しているところは皆さん同じことを言っているのだから、それを今、もっとはっきり書かないと困ると言われても、少し困るのではないですか。
- もし書くのであれば、予備試験の受験資格を制限しないことを含め、予備試験の内容、方法、の方がまだいいですね。
- それは皆さんの意見と違ってきてしまう。
- 今までの議論の流れと違うところがあると思います。余計な提案として議論を混乱させてしまい、申し訳ありませんが、やはり、こういう議論の流れでこう来たのだから、こうなるということを全部残すためには、このままで御了解いただくというのが、余りスマートではないかもしれないけれども、とにかく議論したことは事実ですから、このまま残させていただくという形にしたいと思います。
- そうですね。それしかないのであれば、すべての議論の経過を残した方がいいのではないのでしょうか。

第8回 (平成14年6月4日) 委員発言 (■事務局)

- それでは、予備試験の関係について御説明申し上げます。
3月の意見の整理では、予備試験については、予備試験の具体的な内容、方法等については、今後の法科大学院における教育内容等を踏まえ、適切な時期に新委員会に諮って決定することとされた上で、例えばとして予備試験の在り方についての方策が例示されているところですが、今般の司法試験法改正に当たっては、法制的に必要最小限度で予備試験についても規定する必要があると考えられますので、更に御検討いただきたいと思ひます。
そこで、3月の意見の整理を前提として、次のような方向で検討をしております。
なお、先ほどと同様に法制面での検討を更に踏まえる必要がありますので、表現振り等については留保させていただきたいと思ひます。
予備試験は、法科大学院修了者と同等の学識、能力及び法律に関する実務に必要な基礎的素養を有するかどうかを判定することを目的とし、短答式試験、論文式試験、口述試験により行うこととする。試験科目については、短答式試験は、基本六法各科目、行政法及び一般教養科目とし、論文式試験は、基本六法各科目、行政法、一般教養科目及

び法律実務基礎関連科目とし、口述式試験は、公法系科目、民事系科目、刑事系科目及び法律実務基礎関連科目とする。

なお、口述式試験については、司法試験の本試験で口述試験を実施しないということ踏まえまして、法科大学院修了者と同等の学識、能力及び法律に関する実務に必要な基礎的素養を有するかどうかを判定する最後の段階ということ、科目割りとしてもこのような方向で検討しているということでございます。

- ただいまの説明につきまして、御意見がございましたらよろしくお願ひいたします。基本的には、前の意見の整理を前提として、どのように法律に書き込むかということの整理だと思います。
- 1点は、実務に必要な基礎的素養の、法律実務基礎関連科目というのは、具体的にどのようなものをイメージすればいいのか。
もう1点は、基本六法各科目に加えて行政法とあるのは、公法系科目の範囲を一致させる趣旨なのかどうか。その2点をお聞きしたいと思います。
- それもお諮りするべきことかもしれませんが、イメージ的に申しますと、論文式試験の法律実務基礎関連科目といいますのは、予備試験の開始が平成23年ころからということが制度設計上想定されておりますので、そのころになりますと、法科大学院における実務基礎科目も4単位から9単位程度に内容が充実してくるということで、特にここで想定しておりますのは、具体的な法律の科目の知識から離れて、例えばリーガルライティングのような、実務の基礎として法科大学院でも教育されるもの、それが試験にもなじむというものであれば、ここに加えていいし、加えるべきであろうと考えた次第でございます。
口述試験の方もそれと同様でございます。法科大学院で多方向的、双方向的な授業が行われて、口頭表現能力が養われることを踏まえて本試験では口述試験を行わないということになっておりますので、当然それに相当する能力、特に具体的な法律の知識を離れた上での法的推論能力と言いますか、口頭表現能力を試す必要があるのではないかとということでございます。
行政法については、口述試験のところ公法系科目としている関係で、このような科目の設定としたものですが、この点についてはお諮りしたいと考えております。
- 例えば、基本六法各科目というのは、別に順番に書いていっても構わないわけですね。
- 法制的な順番等がありますので。
- 予備試験の受験資格を制限すべきだという私の意見が容れられていないので、こういうことになるのはやむを得ないのですけれども、ただ、予備試験をそもそも設けた趣旨というのが、これだと法科大学院とは全く別ルートの試験を何の制限もなく設けるというふうにどうしても見えてしまうので、なくなってしまう。そうではないということが、例えば試験の目的の中に、法科大学院に行くことが困難な人という例の審議会の意見書の趣旨がどこかに盛り込まれるような、そういう人のための試験として、こういう試験をやりますというのを書くこともできないのでしょうか。

- その点は、予備試験の性質、あるいは制度目的について書くことももちろん論理的には考えられるのですが、それを書いたらこの試験の内容、あるいは合否の判定に影響があるものだからこそ書くという考えがあり得るのに対し、書いても関係ないということであれば、法制的になぜ書くのかということになります。その辺は少し難しいところがあります。
- これは、前回までの了解の中で、試験の内容で實際上その趣旨を実現するということろだけに限って、これを法制化するという形の整理だと思いますので、これによって試験の性質が変わるといえるのであれば、具合が悪いということはおっしゃるとおりですが、それを書き込む必要があるかどうかということをございます。
- 制度のどこかで、法曹養成の中核はあくまでも法科大学院におけるプロセスの教育だということが、予備試験の存在によって脅かされないような手当というのが要るはずで、このままだと要するに現行の司法試験が予備試験という形を変えて残るということになってしまうのではないかと気がどうしてもするのです。そこが本当に必要がないのかということですが。
- 今の委員の御意見に関連してですが、法科大学院に行けない社会的経験を積んだ人というようなイメージからすれば、社会的経験に基づいて、それを基礎として何かレポートとか、作文とか、そういうふうなものをどこかの段階で入れるということで、社会的経験も別になくて、特段の知見なり、知識もないという人を排除するというようなことを入れるということとはできないのでしょうか。
- これは試験科目の中にそういうものを取り込んでいくということをございますね。広い意味で一般教養科目に入るかどうか。
- 知識ではなくて、思いとか、人柄とか、そういうものを見るのだと。
- 要するに自由題か、あるいは一定の短い題を出して、それについて作文をしてもらうということですね。あるいは口頭で述べてもらう。論文か口述だと思います。大学の入試などでは、そうしているわけですが、それが果たしてこういう国家試験の場合に客観的な評価ができるかどうか。恐らくそこにかかってくるんだと思うのです。
- 大学などですと、客観的にやっているのですが、それと同時に一芸とか、あるいは特色のある人を採ろうということがあるものですから、比較的そういうものを出しやすいのですが、こういう場合にそれがなじむかどうかなのです。
- 今かなり主観的あるいは個性があるところまで試験をするという提案であり、もちろんそれはいろいろな問題があるのかもしれませんが、そういう能力という意味では、法律実務基礎関連科目で、法律知識を離れた実務の基礎的な能力、あるいは素養というのを問うものとして制度設計できるのではないかと考えております。ただ、それもこれもすべて最初の目的等のところにありますように、法科大学修了者と同等の、というところが、一つの制度設計の目的でありまして、それ以上というものはもちろん求めないと

いうことでありまして、法科大学院で実務の基礎として、修了にこれだけのものを要求しているという程度であろうということは抽象的ですが制度設計として考えているところです。

- 先ほどの委員がおっしゃったように、例えば目的のところ社会的経験等を通じて、法科大学院修了者と同等のうんぬんと書いておけば、後のいろいろなところの知識だけでなく、ほかのことを科目の中で聞けるというような運用に道を開くということではできないのでしょうか。

もう一つ気になるのは、社会的経験はなくて、学部を卒業してすつといく人をシュリンクさせる必要があるのではないかということ。

- 御趣旨はよくわかりまして、「社会経験等を通じて」と入れるというのは、そういう制度の立法趣旨のようなものを示すという意味では意味があると思いますが、しかし先ほど事務局から言われたように、それが何らかの試験の内容とか基準とかに反映しなければ、果たして書くことに意味があるのかということがあるように思うのです。

仮に意味を持たせようとする、「あなたは社会的経験があるのか」と問わないといけないということになってしまって、そういうことが果たして客観的にできるのかという問題にはね返ってくるのではないかという感じがします。

- 法律実務基礎関連科目のところでしたらしっかり判定していただくというぐらいしかないのではないのでしょうか。

- 法律実務基礎関連科目の中に組み込んでやるということは考えられると思います。出題の工夫とか、質問の仕方の工夫の中で考えていくことは可能だと思います。

- 思いつきですが、実務基礎関連科目で、ロースクールなどでも展開されるように、例えば人と交渉するとか、話をしながら何か物事を解決に導いていくとか、そういうところは当然力点が置かれると思うのですが、それと同じようなことがもし聞えるのであれば、社会経験を積んでいるのと、積んでいないのでははっきり差が出ますので、そういう試験はあり得るかなと思いますけれども。

- それはロイヤリングとか言われる科目で、面接交渉の技術というのがありますから、それをどこかで試すということだったら、確かに言われるような趣旨は一部実現するかもしれません。

リーガルライティングだけだと、要するに受験勉強すればできる話なので、このままの形で制度をつくと、予備試験が予備試験ではなくて、現行の司法試験の残像になって、法科大学院は言わば試験を免除されるためのプロセスというようなイメージになって、それこそ受験秀才的な人は、予備試験の方が早いからそっちということになりかねないのではないかと思うのです。

そうすると、制度全体が、そもそも予備試験を設けた趣旨から懸け離れたものがつくられるということになってしまうと思うのです。

- そこは工夫だと思うのですが、リーガルライティングも、恐らく質のいいリーガルラ

イテイングというのは、何か特定の書式に合わせて文章が書けるということではなくて、頭の中が整理されて、それが論理的に表現されて説得力がある文章が書けるということだと思ふのです。

そういうものだとすれば、それに相当するようなことをやらないといけな。これはテーマをどういうふうを設定するかということ、工夫はできるだろうと思ふのです。

- 先ほどの人柄の表現で、ふと思いついたのですが、法律実務基礎関連科目には、専門職責任は入るのでしょうか。法科大学院卒業のための必修科目になっていますので、やはり法科大学院修了者相当の試験であれば、少なくともこの段階には専門職責任が入るべきなのではないでしょうか。

- ここで専門職責任とか、はっきり分類するのではなくて、やはり法科大学院において教えられる実務基礎科目的なものについて、社会的経験に基づいて、それに相当するような能力とか識見を持っているかどうかということをお問うことになると思ふます。

ただ、先ほどの事務局の説明では、結構重い試験で、ロースクールに行くよりも、こちらの方がやりやすいというイメージは出てこないのではないかなという感じがします。

- 先ほどの繰り返しになりますけれども、やはりそういう社会的経験的なことについて、作文のようなものを短答式試験の機会にして、それで作文がよほどうまくないと駄目ということはないはずなので、制度の趣旨に合わないというか、妙な受験生は振るい落とすという程度の意味で結構だと思ふます。

だから、それほど公平性ということをお余り意識しなくてもいい程度で、何かそういうものが一つあった方がいいのではないかなという気はします。

大学院卒業者でも作文を書かせて、その作文というのは、幾ら準備して書いていても、やはり人間が出てくるもので、受験対策的なことはできないのかなと思ふます。御検討いただければありがたいです。

- ただいまの委員の意見にも先ほどの委員の意見にも両方とも大賛成なのですが、要するに何かがないと、そもそも予備試験を設定した趣旨が実現されないということは明らかだと思ふのです。そこは何とかしていただきたい。

もう一つは、予備試験はもう実務科目を9単位実施するようになってからの試験の話ですので、専門職責任も試験範囲だということは、当然入ってしかるべきではないかと。専門職責任の範囲で何を試験するかというのは、ある意味ではまだ全然成熟していないのではないかなという非難はあるかもしれませんが、それはまだ大分先の話ですから、そのときまでに、恐らく標準的な教科書も教材も確立されているという時期にはなるので、それを聞くことによって、恐らくただいまの委員が言われた趣旨も、例えばそれを口述で聞けば、相当実現できるようになるのではないかなというふうにも思ふます。

- そこは、混同があるように思ふます。専門職責任あるいは法曹倫理の試験というのは本試験に出すかどうかという話だろうと思ふのです。それをこの予備試験でやった場合にどういう現象が起こるかということ、まさにそれこそ予備校化だと思ふのです。何か解説のようなものがあって、それを覚え込むということに非常になりやすいので、それは得策ではない。社会経験とか、そういうこととは必ずしも結び付かないように思ふので

す。

もし、先ほどの委員が言われたようなことで、ロースクールの卒業に見合うようなことという、ほかに課さないといけない科目が多数出てきますし、非常に形式的になると思うのです。

そうではなくて、同等の学識・能力を問うということであって、科目を形式的に完全に一致させるということではないと思うのです。むしろ問題とするのならば、やはり本試験に法曹倫理を入れるかどうか、そちらの問題ではないかと思います。

- もちろん、私にとって、本試験に法曹倫理が入るのは一番重要だと思っていますけれども、この前の話では、とにかく必修科目になっているから本試験に入れなくても人はちゃんと習得するはずであるという話がありましたけれども、もしもそういう理由で本試験に入らないようであれば、当然予備試験で試すべきであるという意見です。
- 予備校化するのではないかという指摘については、お答えになっていないのではないですか。
- でも、予備校化するということを言い出したら、あらゆる科目もそうなので、なぜ専門職責任だけを目の敵にして、そういうことを言われるのかというのが、私はそもそも理解できないのです。
- アメリカの法曹倫理の試験などでも、前提となる倫理規程というものがあって、それをひたすら覚え込んで答えるということになりがちだというふうに指摘されているわけです。それを前倒しにして予備試験に持っていくと、体系的に勉強する機会を持たない人が、試験に臨むだけのために、どうしても安直に覚えこもうとすることにならざるを得ないのではないかという懸念があるからです。
- ですから、法曹倫理とか、特定の科目というよりも、要するに社会的経験などを持っている人が、こういう法律に関する基礎的な素養とかセンスを持っているかということをつとて問うことができる問題を考えるということで、必ず法曹倫理について試験しないといけないとか、必ずリーガルライティングのようなものがなければならぬというようなものではないと思います。むしろ、先ほどの委員がおっしゃったような社会的経験を踏まえた問い方ができるかどうかという工夫をすることの方が試験の趣旨に合っているという感じがします。
ただ、いずれにしろ具体的にどうするかというよりも、まず法律のレベルで枠をどう決めるかという問題ですので、書けることはこれぐらいではないかという感じはします。
- そのとおりかもしれませんが、ただ、先ほどの事務局の説明では、まさに先ほどの委員が言われるように、法科大学院と予備試験と2本あってという誤解を招きやすいので、そういうメッセージ性のためにも社会的経験ということで、別に時間をかけてやった人なんですというのがどこかで入っており、かつそれを試験の科目か、出題の仕方か何かでそういうことを問うために書いてあるのだという整理ができないでしょうか。
- おっしゃることは、本当にそのとおりでと思うのですが、社会的経験がある人のほか

にも、経済的理由によって法科大学院に行けない人にも、というのがあったと思うのですが、それも盛り込むことになるのですか。それは少しおかしいことになるわけで、何か社会的経験ばかり強調すると、そもそも法科大学院修了者というのは、そんなに立派な人たちなのかなという気がしてきて、そこを強調するのもどうかと思います。

先ほど座長もおっしゃったように、法律実務基礎関連科目で、その辺も含めて聞いて、リーガルライティングもさせるということによろしいのではないかと思います。

□ 何か先ほどの委員のおっしゃったような趣旨を活かすような規定振りは考えられますか。

■ もちろん検討はさせていただきますが、先ほど申し上げたとおり、それが試験の中にどう影響してくるのかという問題があります。それは試験問題の工夫でやることであって、目的からストレートにくるものでなければ、目的の中にそういう抽象的な規定を置くのは法制的にいかがかという結論になるかもしれませんので、そこは少し検討させていただいて、場合によっては試験で工夫するならば、試験科目なり試験の中に何か書くということが一番ストレートだと思うのですが、それもできるかどうか分かりません。

また、仮にこういう法律実務基礎関連科目となるとしても、もちろん工夫は継続的にしていただかないといけないわけで、そこはまた改めて次回以降に御報告させていただきたいと思います。

○ 試験科目の中の一般教養科目というのは、今の問題とも絡むのですね。例えば、新聞のいろいろなものを聞く問題が出ると、まさに社会経験を聞くような問題になるので、その辺りとの調整をどうするかという問題もまた出ますね。

この一般教養というのを、文部科学省の方がいますけれども、大学設置基準の大綱化の前の一般教養科目のような、社会科学系から人文科学系から自然科学系から社会学とか日本の歴史だとか、ああいうもので聞くのではないとすると、今の問題もかなりこの中に入ってしまうと思います。この一般教養科目というのは、どういうイメージでいるのですか。

大綱化以降、大学はかなり変わりましたね。科目名だって、いわゆる環境と何とかとか、生命科学が何とかとか、自然科学系で生物とか、地理学とか、そういう形ではないんです。あれは本当に範囲がばらばらではないですか。

□ 範囲がばらばらだから一般教養というわけですがけれども、範囲が特定されてくると一般教養と言えないかもしれません。

○ 範囲を告知する場合には、どういうふうにするのですか。

■ 今の司法試験の一次試験でも一般教養科目の試験を実施しています。ただ、今回の場合、もしかしたら、「法科大学院修了者と同等」ということでレベルが更に上がる可能性もあるのではないかと思います。

○ こちらの利用によっても、先ほどの委員がおっしゃっていたようなことがあると対応できるんですね。

- 今、お話を伺いして思ったのですが、文章を書かせるということは、むしろ一般教養に入る可能性もある。ただ、目的によってどちらに振り分けるかということではないでしょうか。
- そこを明確にすればいいことではありませんか。
- 短答式試験の試験科目となっていますから。
- 論文式にも入れてありますね。
- 論文の方ですね。
- 短答の一般教養科目は、それこそいろいろなものが入るということですね。
- 少しうろ覚えなのですが、今は一般教養という形で書いているんですか。それとももう少し何か特定して書いているのですか。
- 一般教養科目なのですが、規則でその範囲が定まっています。
- それは昔の大綱化する前の教養学科の科目とか、そういうものなのですか。
- ちょっと歴史をひもとかないと分からないので、また次回にでも御説明します。
- その点、先ほどの委員の指摘されていらしゃることを何か法制的に取り込めるかどうかということを検討するという前提で、基本的にはこういう方向で検討を進めるということではよろしゅうございますでしょうか。

第11回（平成14年8月28日） 委員発言

（添付資料2：司法試験法の改正について（骨子）（案）について質疑・意見交換）

- 続きまして、予備試験以下の関係でございます。
- 4の「予備試験」というところです。
- 「4 予備試験
- （1）司法試験を受けようとする者が法科大学院修了者と同等の学識、能力及び法律に関する実務の基礎的素養を有するかどうかを判定することを目的とするものとする。
- （2）予備試験は、短答式及び論文式による筆記並びに口述の方法により行うものとする。」としております。
- 予備試験は、法科大学院修了者と同等の能力等を判定する試験として、短答式試験、論文式試験、口述試験を段階的に実施することとしております。すなわち（3）以下ですが、
- 「（3）短答式試験

試験科目は、①憲法、②行政法、③民法、④商法、⑤民事訴訟法、⑥刑法、⑦刑事訴訟及び⑧一般教養科目とする。

(4) 論文式試験

短答式試験に合格した者について行うものとする。

試験科目は、短答式試験の科目及び法律実務基礎科目（法律に関する実務の基礎的素養（法律に関する実務の経験により修得されるものを含む。）に関する科目）とする。

(5) 口述試験

筆記試験に合格した者について行うものとする。

法的な推論、分析及び構成に基づいて弁論をする能力を有するかどうかの判定に意を用いるものとする。

試験科目は、法律実務基礎科目とする。」としております。

このように、予備試験においては基本法科目や一般教養科目のほかに、論文式試験と口述試験で法律実務基礎科目を設けて、法律の実務に関する基礎的素養を判定することとしております。特に口述試験におきましては、法律実務基礎科目のみを試験科目としておりますが、これは口述試験では法律的な知識を確認することを主たる目的とするものではなくて、受験者一人一回当たりの口述試験に時間をかけるなどして、受験者の基礎的素養を判定しようという趣旨でございます。

(中略)

○ これも先ほどの御質問と似たような話になるのですが、予備試験については、与党三党合意で、特に、「予備試験には受験資格を設けないこと」も含めて「予備試験のあり方について更に検討すること。」とされています。この点については、いろいろこの検討会でも議論して、私も意見を申し上げたところなのですが、実際にどうなるかという問題があります。現状ではあのような意見の取りまとめになるとしても、実施状況を見て、特に予備試験の側に経済的に裕福で、社会経験のない人が殺到するというような事態になった場合にするのかというようなことも含めて、再検討の必要は、やはりあると思うのです。

先ほど、附則にそういうものが入るのだという御説明でしたけれども、そういう規定を設けるお考えはないのかどうかという点はいかがでございましょうか。

■ 抽象的に、テクニカルな問題として申し上げますと、附則の見直し条項ということはもちろんあり得るわけであります。

ただ、この場合、予備試験を見直すというのは、司法試験の中で見直すのか、法曹養成制度というものの中で見直すのか、そして予備試験のみを見直すのか、あるいは予備試験を含めた法曹養成制度のプロセスと申しますか、特に司法試験の前後、法科大学院との関係を見直すのかということ、やはりブリッジ法の見直し規定の方が守備範囲は広いと思えます。

そして、あと、少しテクニカルな問題ですが、予備試験が始まるのが平成23年であります。普通、見直し条項は何年後に見直す、あるいは何年以内にと申しますが、予備試験のみ取り出した場合には、例えば、新司法試験法の施行から20年後に見直すというような規定にせざるを得ないかもしれません。やはり趣旨から申しても、ブリッジ法の方に置くのが自然というか、ふさわしいかと思えますが、ブリッジ法

の立案もまだまだこれからなものですから、ちょっとその辺の事情を御理解いただければと思います。

- 今、おっしゃった予備試験の受験資格の問題なのですが、社会的経験を有することを要件とすべきとの御意見もありますがどうも技術的にも難しいし、与党三党合意でも、いろいろな御意見があるということだと思います。

そうすると、入り口で制限するのではなくて、試験の中身を工夫して、社会的経験を積んだ人が合格するような試験にするという方をやはり目指すべきだと思います。

それからいいますと、この骨子案が「法律に関する実務の基礎的素養（法律に関する実務の経験により修得されるものを含む。）」とし、あるいは口述試験は法律実務基礎科目だけにするというふうなところに、そのような工夫といいいますか、そのような意図が出ているのではないかと私は理解しているのですが。

- それはこの検討会での意見を踏まえて、こういう形になったのですが、まさにただいまの委員が以前におっしゃった趣旨を何とかして入れたということです。

- 具体的には、前も申し上げましたように、法科大学院において、実務基礎科目として教えられる内容のものと同等ということですから、それが一番参考になろうかと思いません。

ただ、括弧として「法律に関する実務の経験により修得されるものを含む」という書き振りになった趣旨は、法科大学院に行っていなくとも、実務の経験があれば修得できるというものですよという意味です。語尾が難しいのですが、法制的に検討したところ、「含む」が一番いいのではないかということです。実務の経験により修得されたものだけをいうとなれば、今度は法科大学院における教育内容と離れることとなりますので、これは法科大学院でコンパクトに得られるけれども、ある程度以上の期間の実務の経験によっても得られるという趣旨でこのような規定振りになったということでございます。

- 口述試験に関しても、今回、法律実務基礎科目に限定するという表現になっているのですが、それはよろしゅうございますでしょうか。

新司法試験の在り方について(意見の整理)(案)

- ・ 以下は、新司法試験の在り方について、本検討会における意見を整理したものであり、今後、法制的、技術的な観点からの検討を更に加えることとする。

1 司法試験管理委員会の改組

- ・ 司法試験管理委員会を改組し、新たな委員会(以下「新委員会」という。)を設置することとする。
- ・ 新委員会の委員には、法曹三者のほか、法科大学院関係者や学識経験者を加える。

2 新司法試験の試験科目

- ・ 公法系科目、民事系科目、刑事系科目を必須科目とする。
- ・ 選択科目を設ける。

(注)

- ・ 法曹倫理ないし専門職責任を試験科目とするかどうかについては、今後、法科大学院における教育内容等を踏まえ、適切な時期に新委員会で検討することとする。
- ・ 選択科目の具体的内容については、今後、法科大学院におけるカリキュラム編成等を踏まえつつ、幅広い分野を検討の対象とし、最終的には新委員会に諮った上で決定することとする。

3 新司法試験の試験方法

- ・ 論文式試験を中心とする。
- ・ 短答式試験及び口述試験については、必要と認められた場合に実施することができることとし、最終的には新委員会に諮った上で決定することとする。

(注)

- ・ 論文式試験の出題方法については、その在り方を見直すこととし、例えば、「長時間をかけて、これまでの科目割りに必ずしもとられずに、多種多様で複合的な事実関係による設例をもとに、問題解決・紛争予防の在り方、企画立案の在り方等を論述させることなどにより、事例解析能力、論理的思考力、法解釈・適用能力等を十分に見る試験を中心とする」ものとなるよう検討することとする。
- ・ 短答式試験は、基本的知識の有無を幅広くかつ客観的に問うには最も適した試験であるとの意見があったものの、従来の短答式試験の弊害（知識の丸暗記等）を指摘する意見もあったことから、新司法試験において短答式試験を実施する場合でも、従来と同様のものとはせず、その在り方を工夫するものとする。

4 新司法試験の受験資格

- ・ 法科大学院の修了者及び予備試験の合格者とする。
- ・ 法科大学院修了又は予備試験の合格から5年以内に3回に限り、受験を認める。

(注)

- ・ 法科大学院在学者が予備試験に合格して司法試験（本試験）を受験した場合には、その最初の（在学中の）司法試験（本試験）の受験から「5年以内に3回」をカウントすることについて検討を加えることとする。
- ・ 「5年以内に3回」の制限に掛かっても、一定期間経過後に受験資格を再取得した場合には再受験を認めることについて検討を加えることとする。

5 新司法試験の実施時期

- ・ 法科大学院修了後とする。

6 予備試験

- ・ 予備試験については、「経済的事情や既に実社会で十分な経験を積んでいるなどの理由により法科大学院を経由しない者にも、法曹資格取得のための適切な途を確保すべきである」との観点から、具体的な制度設計を行うこととする。

- ・ 予備試験については、例えば、「納税証明書」や「経歴書」を提出させて受験資格を認定すべきであるなどの意見が出されたものの、具体的な受験資格の範囲の確定や実際の認定業務が困難であることなどから、予備試験の受験資格を制限する方法ではなく、予備試験の内容、方法等を工夫し、「法科大学院を中核とする新たな法曹養成制度の趣旨を損ねることのないよう配慮しつつ」制度設計を行うものとする。その際、「実社会での経験等により、法科大学院における教育と対置しうる資質・能力が備わっているかを適切に審査するような機会を設けること」などの方策についても検討する。

(注)

- ・ 予備試験の具体的な内容、方法等については、今後の法科大学院における教育内容等を踏まえ、適切な時期に新委員会に諮って決定することとするが、例えば、

予備試験は、法科大学院修了者と同等の学識、能力及び法曹の実務に関する基礎的素養を有するかどうかを判定することを目的とするものとする。

予備試験の試験科目は、例えば、基本法科目その他の法律科目、一般教養科目、法曹の実務に関する科目等の幅広い分野とする。

予備試験の試験方法は、短答式試験のみならず、論文式試験又は口述試験も実施する方向で検討する。

予備試験に合格して司法試験(本試験)を受験する者についても、法科大学院修了者と同じ受験回数制限(例えば、予備試験合格から5年以内に3回)を課す。

などの方策を講じることが考えられる。

7 移行期間中の問題

- ・ 新司法試験と現行司法試験とを併行して実施する移行期間中においては、同じ年に新司法試験と現行司法試験のどちらか一方のみを受験することができることとする。
- ・ 法科大学院在学者又は修了者が現行司法試験を受験した場合には、受験回数制限(5年以内に3回)との関係でカウントすることについて検討を加えることとする。

司法試験法の改正について（骨子）（案）

1 法科大学院及び司法修習との連携

司法試験は、法科大学院における法曹養成のための教育及び司法修習との有機的連携の下に行うものとする。

2 司法試験の方法・試験科目等

(1) 司法試験は、短答式（択一式を含む。）及び論文式による筆記の方法により行うものとする。

(2) 司法試験の合否は、短答式試験の合格に必要な成績を得た者につき、短答式試験及び論文式試験の成績を総合して判定するものとする。

（注）短答式試験及び論文式試験を同時期に実施し、受験者全員が両試験を受けるが、短答式試験についてその合格に必要な成績に達しなかった者は、不合格とする。

(3) 短答式試験

裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な専門的な法律知識及び法的な推論の能力を有するかどうかを判定することを目的とするものとする。

試験科目は、公法系科目（憲法及び行政法に関する分野の科目）、民事系科目（民法、商法及び民事訴訟法に関する分野の科目）及び刑事系科目（刑法及び刑事訴訟法に関する分野の科目）とする。

(4) 論文式試験

裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な専門的な学識並びに法的な分析、構成及び論述の能力を有するかどうかを判定することを目的とするものとする。

試験科目は、公法系科目、民事系科目、刑事系科目及び専門的な法律の分野に関する科目として法務省令で定める科目（1科目選択）とする。

(5) 短答式試験及び論文式試験の試験科目については、法務省令により、その全部又は一部について範囲を定めることができるものとする。

（注）選択科目又は試験科目の範囲を定める法務省令を制定し、又は改廃しようとするときは、司法試験委員会の意見を聴かなければならないものとする。

(6) 司法試験においては、裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な

学識及びその応用能力を適切に評価する観点から、知識を有するかどうかの判定に偏することなく、理解力、思考力、判断力等の判定に意を用いなければならないものとする。

3 司法試験の受験資格

(1) 司法試験は、法科大学院を修了した者又は予備試験に合格した者が受けることができるものとする。

法科大学院の修了者は、当該法科大学院を修了した日以後の最初の4月1日から5年を経過するまでの期間内に限り、3回の範囲内で司法試験を受けることができるものとする。

予備試験の合格者は、当該予備試験の合格発表の日以後の最初の4月1日から5年を経過するまでの期間内に限り、3回の範囲内で司法試験を受けることができるものとする。

(2) 法科大学院の修了者又は予備試験の合格者が(1)の期間内に司法試験を受けた場合においては、当該受験に係る受験資格（法科大学院の修了又は予備試験の合格をいう。）以外に他の受験資格を有するときであっても、その期間内は、当該他の受験資格に基づいては司法試験を受けることができないものとする。

(3) 法科大学院の修了者又は予備試験の合格者が(1)の期間内に司法試験を受けた場合においては、(1)の期間を経過した後であっても、当該受験に係る受験資格に基づく最後の司法試験の受験以後の最初の4月1日から2年を経過するまでの期間内は、司法試験を受けることができないものとする。

(注) (1)の受験期間・回数制限に該当した場合であっても、(1)の5年の期間を経過し、かつ、最後の司法試験の受験から2年以上経過している場合には、他の受験資格に基づいて司法試験を再度受けることを認めるものである。これにより、受験者は、いずれの5年間においても3回の範囲内で司法試験を受けることが認められる制度設計となる。

4 予備試験

(1) 司法試験を受けようとする者が法科大学院修了者と同等の学識、能力及び法律に関する実務の基礎的素養を有するかどうかを判定することを目的とするものとする。

(2) 予備試験は、短答式及び論文式による筆記並びに口述の方法により行うものとする。

(3) 短答式試験

試験科目は、憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法及び一般教養科目とする。

(4) 論文式試験

短答式試験に合格した者について行うものとする。

試験科目は、短答式試験の科目及び法律実務基礎科目（法律に関する実務の基礎的素養（法律に関する実務の経験により修得されるものを含む。）に関する科目）とする。

(5) 口述試験

筆記試験に合格した者について行うものとする。

法的な推論、分析及び構成に基づいて弁論をする能力を有するかどうかの判定に意を用いるものとする。

試験科目は、法律実務基礎科目とする。

(6) 短答式試験、論文式試験及び口述試験の試験科目については、法務省令により、その全部又は一部について範囲を定めることができるものとする。

（注）試験科目の範囲を定める法務省令を制定し、又は改廃しようとするときは、司法試験委員会の意見を聴かなければならないものとする。

5 合格の取消し等

(1) 司法試験委員会は、不正の手段によって司法試験若しくは予備試験を受け、若しくは受けようとした者又はこの法律若しくはこの法律に基づく法務省令に違反した者に対しては、合格の決定を取り消し、又はその試験を受けることを禁止することができるものとする。

(2) 司法試験委員会は、(1)による処分を受けた者に対し、情状により5年以内の期間を定めて司法試験又は予備試験を受けることができないものとする。

6 司法試験委員会

(1) 設置（改組）

司法試験管理委員会を改組し、司法試験委員会（以下「委員会」という。）を設置するものとする。

(2) 所掌事務

委員会の所掌事務は、司法試験及び予備試験を行うこと、法務大臣の諮問に応じて司法試験及び予備試験の実施に関する重要事項を調査審議すること、上記の重要事項に関し法務大臣に意見を述べること、及びその他法律によりその権限に属させられた事項を処理することとする。

(3) 委員構成

委員は、裁判官、検察官、弁護士及び学識経験を有する者のうちから、法務大臣が任命するものとする。

委員の任期は2年とし、再任されることが出来るものとする。

(注)学識経験を有する者には、法科大学院関係者を含むものとする。

(4) 司法試験考査委員等

委員会に、司法試験における問題の作成及び採点並びに合格者の判定を行わせるため、司法試験考査委員を置き、予備試験における問題の作成及び採点並びに合格者の判定を行わせるため、司法試験予備試験考査委員（以下「予備試験考査委員」という。）を置くものとする。

司法試験考査委員及び予備試験考査委員は、委員会の推薦に基づき、当該試験を行うについて必要な学識経験を有する者のうちから、法務大臣が試験ごとに任命するものとする。

7 その他

(1) この法律に定めるもののほか、司法試験及び予備試験に関し必要な事項は、法務省令で定めることとする。

(2) いわゆる合格枠制に関する現行司法試験法第8条第2項及び第3項は、削除するものとする。

8 経過措置等（附則関係）

(1) 実施時期等

司法試験管理委員会は、平成16年1月1日をもって、司法試験委員会に改組するものとする。

新司法試験は、平成18年から実施するものとする。

予備試験は、平成23年から実施するものとする。

現行司法試験は、平成22年まで実施するものとする（平成22年に実施される現行司法試験の論文式試験に合格し、口述試験に不合格となった者につい

ては、平成23年に現行司法試験の口述試験を実施するものとする。)

(2) 同一年における新司法試験と現行司法試験の重複受験の制限

平成18年から平成23年までの間は、受験者は、同一年においては、あらかじめ選択するところによって、新司法試験又は現行司法試験のいずれかのみを受けることができるものとする。

(3) 法科大学院の在学生又は修了者が現行司法試験を受けた場合

法科大学院の在学生又は修了者が現行司法試験を受けた場合においては、当該修了の日以後の最初の4月1日から5年を経過するまでの期間内に限り、現行司法試験（法科大学院の修了前に受けた現行司法試験については、その修了前の2年間に受けたものに限る。）を受けた回数を含めて3回の範囲内で新司法試験を受けることができるものとする。

(注) 法科大学院の在学者又は修了者が現行司法試験を受けた場合に、これを受験回数制限の対象として算入する（法科大学院の修了前の受験については、修了前2年間の受験のみを算入する）ものである。

(4) 現行司法試験のみを受ける場合

平成18年以後において現行司法試験のみを受ける者については、3回を超えて現行司法試験を受けることができるものとする。